

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第一節 生活保護制度の概要

生活保護制度は、日本国憲法第二五条に規定する国民の生存権保障の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行ない、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。この理念に基づいて、すべて国民は、生活保護法の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができることになっており、保障する最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされている。

保護の種類としては、生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭の七つの扶助がある。

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持できない者に対し、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものを給付し、教育扶助は、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要とするものを給付し、住宅扶助は、住宅(地代、家賃、間代など)の費用、補修その他住宅維持を給付し、医療扶助は、診療、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術その他の治療ならびに施術、病院または診療所への収容、看護、移送の範囲において、ほぼ健康保険における医療給付と同程度を給付し、出産扶助は、分べんの介助、分べん前と分べん後の処置を行ない、衛生材料費を給付し、生業扶助は、その者の収入を増加させ、またはその自立を助長することのできる見込みのある場合に限り、生業に必要な資金、器具または資材、技能の修得、就労のための必要費(たとえば支度金)を給付し、葬祭扶助は葬祭費を給付する。このようなたてまえによつて生活保護法の運用が行なわれているが、本制度の死命を制するものは、なんといつても保護基準であるので、この面についてやや詳細に述べ、ついで保護の実施状況について説明することにしよう。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第二節 保護基準

保護基準とは、生活保護による保護を必要とする状態にある者の年齢、性、世帯構成、所在地域その他の事情を考慮にいれて、国が定めた最低限度の生活の需要を満たすに足りる基準のことである。この基準は、さきに述べた七種類の扶助について、それぞれ算定されているが、このうち、制度上最も重要な地位を占めている生活扶助基準については、昭和二一年に生活保護制度が創設されて以来一六回(七回にわたる米価改訂などに伴う補正は含まない。)にわたつて改訂が行なわれた(第四六表参照)。現行の基準額は、三五年四月に改訂されたものであつて、東京都など大都市(一級地)の標準五人世帯(一才男、五才女、九才男、三五才女、六四才男)の場合では、生活扶助、住宅扶助、教育扶助の標準的な各基準額を合わせて一万九一〇円となつており、これを三四年度基準額に対比すると、月額二七五円、年額約三、三〇〇円の増となり、率にすれば二・九%引き上げられている(第四七表参照)。

第46表 保護基準改訂の推移

第46表 保護基準改訂の推移			標準5人世帯の 保護基準額
改訂年次	年 月 日		
第1回	21年3月15日		200円
第1次改訂	4 1		252
2	7 1		303
3	11 1		456
4	22 3 1		630
5	7 1		912
6	8 1		1,326
7	11 1		1,500
8	23 8 1		4,128
9	11 1		4,452
10	24 5 1		5,266
11	26 5 1		6,254
12	27 5 1		8,059
13	28 7 1		9,232
14	32 4 1		10,139
15	34 4 1		10,635
16	35 4 1		10,910

厚生省社会局調

- (注) 1. 第11次改訂以前は東京五大市の基準額、第12次改訂以降は1級地甲の夏期、第14次改訂以降は1級地における夏季、冬季の平均の基準額(生活扶助、住宅扶助、教育扶助を含む。)である。  
2. ほかに、教科書代、学校給食費、通学の交通費が給付される。

第47表 前回保護基準と現行保護基準との比較

第47表 前回保護基準と現行保護基準との比較

	第15次 基準	現 行 (第16次)	差引増額	引上率
	円	円	円	%
飲 食 物 費	6,856	6,988	132	1.9
そ の 他	2,490	2,633	143	5.7
合 計	9,346	9,621	275	2.9

厚生省社会局調

(注) 一級地の生活扶助基準(住宅扶助、教育扶助を含まない)

飲食物費=主食費+副食費+調味料など

そ の 他=家具じゅう器+光熱費+水道料+被服費+保健衛生費+雑費+育児諸費

なお、右の標準的な基準額のほか、必要と認められる場合には、老齢加算、母子加算など各種の加算が行なわれ、また勤労収入については、まるまるその全額を収入として認定することなく、勤労に伴う所要経費は、これを収入から控除して支給金額を算定する制度、すなわち勤労意欲の喚起、自立更生の助長をはかるための勤労控除の制度が行なわれている(第四八表参照)。

第48表 1級地における生活扶助基準および加算控除

第48表 1級地における生活扶助基準および加算控除  
(35年4月改訂)

	基準額	内 訳
一般生活費		男 女 男 女 男 5人世帯64才 35才 9才 5才 1才
標準生活費	月9,621円(標準5人世帯)	
人工栄養費	月2,800円	
入院患者の日用品費	月 705円	
一時扶助		(1)被服費(衣料寝具) (2)移送費 (3)家屋補修費
加 算		
妊娠婦加算	月 750円	
老 齡 加 算	1人1,000円 有配偶者は各750円	(新設 70才以上)
母 子 加 算	月 1,050円 ・ 240 ・	母と子1人世帯} 死別の場合 第2子以下加給}
身体障害者加算	月 1,680円	1. 2級程度(身体障害者福祉法の等級表による。)
介 護 加 算	1日 350円	
在宅患者加算	月 850円	
勤 労 控 除		
実 費 控 除		社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費などの実費
基 礎 控 除	月 1,650円以内	月額 1,650 円の範囲内で職業別に定められた額
勤 勉 控 除	(1) 月350円以内 (2) 同一職種の場合は基礎控除の20%以内	(1) 勤務時間外の余暇利用による収入 (2) (新設) 同一職種に月26日以上就労し、収入が増加した場合
特 別 控 除	年額 7,000円以内	年間 7,000 円の範囲内で職種別に定められた額
新規就労控除	月 1,000円(6か月間)	(新設) 中学新卒者で就労した場合

(注) 1. 一般生活費の地域差は100(1級地—主として大都市): 91(2級地—主として中都市): 82(3級地—主として小都市): 73(4級地—主として町村)である。  
2. (新設)は昭和35年度において新設されたものを示す。  
3. 加算は、国民年金制度の創設によつて、老齡、母子および障害の3種の福祉年金が給付されることになつたので被保護世帯にもその恩典を均てんせしめるように配慮が行なわれている。

次に、これらの加算、控除制度についてふれてみよう。まず加算制度であるが、これは母子世帯における母親、身体障害者、高齢者、在宅の病人、妊娠婦、入院して介護を要する病人などは、一般の普通人よりその生活需要が大きいため余分の生活費がかかるので、その分だけ標準的な生活費に加算することによつて、個々の世帯ないし個人の特種な需要を満たすためのものである。次に、前述の勤労控除には、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費などその実費を控除するもの、勤労に伴う経常的な消費のための必需品に対して控除するもの、勤労時間外における余暇を利用しての就労や月間二六日以上同一の仕事に就労した場合などの増加収入に対し、勤労奨励の意味において控除するもの、中学を卒業して新しく就職した人々などに対し、いわば支度金という意味で控除するものなどがある。

そこで、被保護世帯における最低限度の生活を、さきに述べたように標準五人世帯における標準的な生活保護基準額だけで機械的に比較することは、かならずしも合理的ではないので、これをいくつかの具体的事例によつて示せば、第四九表のとおりとなる。

第49表 1級地における被保護世帯の具体的事例

第49表 1級地における被保護世帯の具体的事例

	(1) 夫婦と子供 3人の世帯		(2) 祖父と母子 の世帯		(3) 母子世帯	
	15次 改訂	現 行 (16次改訂)	15次 改訂	現 行 (16次改訂)	15次 改訂	現 行 (16次改訂)
最低限度の生活費	円	円	円	円	円	円
総 額(A)	14,685	15,410	11,725	13,740	9,290	10,275
生活扶助	11,377	11,722	9,547	11,462	7,582	8,217
母子加算	-	-	-	1,530	1,000	1,290
						(1,050+240)
住宅扶助	1,100	1,100	1,100	1,100	830	830
教育扶助	738	738	478	478	478	478
学校給食費	-	333	-	328	-	328
		(小学4年実績)				
その他	-	405	-	150	-	150
		(小4 160 中3 245)				
基礎控除	1,470	1,850	600	700	400	750
		(日雇 1,150 内職 760)				
1人当たり金額	2,937	3,082	2,345	2,748	3,097	3,425
収入充当額(B)		9,480		3,900		7,200
		(日雇失対東京基本日額 380円×21日 =7,980円) 内職 1,500円		内職 1,500円 福祉年金 1,400円 親族扶養 1,000円		月給(総収入 6,500円-交 通費等500円 =6,000円) 福祉年金 1,200円
扶助額(A-B)		5,930		9,480		3,075

厚生省社会局調

(注) 1. (1) 夫婦と子供3人世帯 (2) 祖父と母子の世帯 (3) 母子世帯  
(福祉年金受給) (福祉年金受給)

夫(40才)日雇(失対) 祖父(64才)無 職 母(30才)  
妻(35才)和裁内職 母(35才)内 職 会計事務員  
長男(15才)中学3年 長男(9才)小学3年 長男(9才)  
長女(10才)小学4年 長女(5才) 小学3年  
二男(5才) 二男(1才) 長女(5才)

2. このほか、(1) 生活扶助として一時扶助、(2) 教育扶助として教科書代などの実費の支給が行なわれる一方、(3) 収入に必要な経費、特別控除などの経費が控除され、(4) 小額不安定な収入の免除も行なわれるので生活費の総体はさらに大きくなる。

(1) の夫婦と子供三人の世帯で見れば、勤労控除一、八五〇円を生活費に含めて、その最低生活費に含めて、その最低生活水準は月一万五、四一〇円として算定されるが、その収入額は九、四八〇円であるから、実際には五、九三〇円の扶助費が支給されることになる。なお、この場合、この世帯における総額(A)欄の生活扶助の基準一万一、七二二円と収入充当額(B)欄の失業対策日雇収入七、九八〇円とを比較すれば、生活扶助基準と失対日雇賃金との関係の一端をうかがい知ることができるであろう。

被保護世帯における実際の生活費について、「被保護者生活実態調査」の結果からながめると、東京都において世帯主などが保護を受けながら勤労に従事している世帯の平均では、三四年で世帯人員四・〇人、有業人員一・一人で、実収額は、一万二、六三五円、実支出額は一万二、六一三円となっており、年次別に見ると保護基準の改訂の行なわれなかつた二九年ないし三一年を除けば、三二年から三四年の間における基準の引上げ、各種加算控除制度などの充実によつて、実質的には実際の生計費支出は充実されてきているといえるが(第五〇表参照)、その速度は、一般の生活水準に比較すれば相当におそく、このことは一般世帯における実際の生活費(総理府統計局「家計調査」と比較して一人当たり支出額で見れば(総論第二章第二〇表参照)、基準改訂の行なわれなかつた二九年ないし三〇年頃をさかいとして、格差がしだいに大きくなってきていることからよくうかがえるのである。所得倍增計画の推進に伴い、保護基準の引上げについて各方面において検討が加えられており、先般公表された所得倍增計画に関する経済審議会の社会保障小委員会報告を見ても、「従来、ややもすれば、最低生活費は絶対的なものとして観念されがちであつたが、社会保障における最低生活は、国民が相互に一定限度の生活を保障し合うという社会連帯の国民感情や、一定の地域、一定の時点における一般生活水準を基礎として定められるべきであり、したがつて一般社会生活の推移に対応していく相対的なものである。」と述べ、さらに

「生活保護制度は、まえに述べたとおり、生活保護基準の算定の方法を再検討し、これを相当に引き上げなければならない。そしてこれに伴い、現行の勤労控除制の改訂をはじめ、各種加算制度の検討も必要である。」としているが、生活保護基準とその運用については改善すべき多くの点があることは否定できない。以上述べたように、今日まで生活保護制度は、一般保護基準の面においても、その他各種加算、控除制度の面においても、経済、労働、財政その他全般の諸事情からくる制約要因のなかで、許容される限度いつぱいに運用されてきたといえようが、諸事情が好転している現在では、それに即応して、本制度がじゆうぶんにその機能を発揮し得るよう大幅の改訂を迫られているといえよう。

第50表 被保護勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

第50表 被保護勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出(東京都)

	29年	30年	31年	32年	33年	34年
世帯数	926	1,066	1,198	1,286	1,150	1,034
一世帯当たり世帯人員	4.0	4.0	4.1	4.0	4.0	4.0
一世帯当たり有業人員	1.1	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4
実収入	円 10,893 (10,732)	円 10,943 (10,943)	円 11,063 (10,953)	円 11,688 (11,249)	円 12,286 (11,712)	円 12,635 (11,886)
I 勤労収入	4,868	4,980	4,311	3,781	4,424	5,959
II 事業による収入	1	1	1	0	1	7
III その他の実収入 (再掲) 生活保護法による保護金品	6,024	5,963	6,751	7,907	7,862	6,669
実収入以外の収入	1,061	1,239	1,059	870	1,166	1,087
(再掲) 現物実収入	420	415	471	404	480	436
実支出	円 10,924 (10,763)	円 10,983 (10,983)	円 11,078 (10,968)	円 11,586 (11,151)	円 12,276 (11,703)	円 12,613 (11,865)
I 飲食物費	6,395	6,360	6,515	6,686	6,902	7,181
II 住居費	590	817	858	1,071	1,211	1,200
III 光熱費	722	758	770	807	779	676
IV 被服費	945	855	809	868	996	985
V 医療保健衛生費	624	558	568	592	658	623
VI その他の諸費	1,648	1,630	1,558	1,563	1,730	1,948
実支出以外の支出	1,018	1,209	978	898	1,150	1,008

資料：厚生省社会局「被保護者生活実態調査」による。

(注) 1. かつこ内は実質額(昭和30年基準)である。

2. 34年については、一世帯当たり世帯人員4.3人を4.0人に修正した数値である。

なお、被保護世帯における実際の収入のなかで、生活保護法による扶助の給付額がいかなる比重を示しているかを見れば、東京都のような大都市では約五〇%前後を、農村地区では三五%ないし四〇%前後を示しており、全国的には、おおむね実収入に対しその五〇%が保護費に依存し、他は、その他の収入に依存していることがわかる(第五一表参照)。この事実は、約六〇万の被保護世帯において、約半数の世帯では、世帯主か世帯員が、なんらかの形で勤労に従事しており、一方、働く者のいない世帯でも、若干の仕送り、貸間収入、現物収入などがあることを裏書きするものであろう。そして、このような勤労収入があつても、なお、平均して生活費の半分を保護金品に依存しているということは、被保護世帯に属する人々の能力が一般よりやや低いということによる一面も考えられるが、一方、被保護世帯では、その能力の範囲内で、最大限度の収入をあげ、できるだけ自立更生して、生活保護の適用を受けないですむように努力している姿とも見られるし、また、できるだけ努力を傾けて勤労に従事しても、不完全就業による低所得を余儀なくされる姿を示しているとも見られよう。

第51表 被保護勤労者世帯の収入に占める生活保護費

第51表 被保護勤労者世帯の収入に占める生活保護費

	世帯人員	実収入 総 額	(再 掲)		
			生 活 保 護 費	保 護 費 実 収 入	
	人	円	円	%	
東 京	35年2月	4.2	12,538	5,802	46.3
	3	4.3	14,470	7,186	49.7
	4	4.1	13,200	6,449	48.9
	5	4.1	14,775	7,993	54.1
宮 城	35年4月	4.2	9,016	3,613	35.6
	5	4.2	9,650	3,750	38.9
	前年同月	4.0	8,049	3,034	37.7
広 島	35年4月	4.0	9,280	3,937	42.4
	5	4.0	9,842	4,202	42.7
	前年同月	3.3	8,355	3,475	41.7

資料：厚生省社会局「被保護者生活実態調査」による。

- (注) 1. 東京都は区部(1級地)  
 2. 宮城、広島は町村地区(4級地)  
 3. 生活保護費収入は、医療扶助の現物給付を含まない。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 実施状況

##### 一 被保護人員と保護費

生活保護の適用を受けている人員は、第五二表に示すとおり、昭和三三年までは年々わずかずつではあるが減少傾向を続けてきたが、三四年以降増勢に転じている。この傾向は、生活扶助人員についても同様である。ただし、医療扶助人員は入院、外来を問わず従前から一貫して増加を示し、なかでも入院患者がいぜんとして急増していることは注目に値する。また、生活保護費は年々増加し、三五年度予算では国庫補助額(国庫八割、地方公共団体二割負担)も四四五億円にのぼり、なかでも医療扶助費の増加は著しく、保護費総額に占めるその割合も逐年増加し、三五年度では、約六〇%を占めているものと推定されている(第五三表と第五四表参照)。

第52表 被保護実人員、生活扶助および医療扶助人員の推移

	被保護実人員			生活扶助		医 療 扶 助			
	実数	指数	保護率	人員	指数	入 院		外 来	
						人員	指数	人員	指数
29 年 平 均	千人 1.886	97.8	% 21.4	千人 1.655	96.8	千人 126	93.2	千人 233	94.6
30	1.928	100.0	21.7	1.705	100.0	135	100.0	247	100.0
31	1.825	94.6	20.3	1.606	91.6	139	103.3	235	95.3
32	1.649	85.5	18.2	1.452	84.0	146	108.0	221	89.5
33	1.615	83.7	17.6	1.436	84.4	159	117.7	220	89.1
34	1.664	86.3	18.1	1.468	86.2	172	127.6	250	101.3

厚生省社会局調

第53表 一般歳出予算中における生活保護予算

第53表 一般歳出予算中における生活保護予算 (単位：百万円)

	29 年	30	31	32	33	34	35
一般会計歳出予算(A)	999,879	1,013,314	1,089,652	1,184,613	1,312,131	1,444,322	1,569,675
生活保護予算(保護費補助金) (B)	34,377	35,783	34,780	34,844	37,638	43,220	44,485
割合 (B×100/A)	3.44	3.53	3.19	2.94	2.87	2.99	2.83

厚生省社会局調

- (注) 1. 生活保護費予算は事務的経費を除く。  
2. 予算額は34年度までは補正後予算額である。



## 第54表 扶助費総額と医療扶助費

第54表 扶助費総額と医療扶助費

(単位：百万円)

	扶助費総額 (A)		医療扶助費 (B)		割合 ( $\frac{B}{A} \times 100$ ) %
	実数	指数	実数	指数	
26年度	23.054	53.4	8.245	35.4	35.8
28	34.121	79.0	16.085	69.0	47.1
30	43.201	100.0	23.312	100.0	54.0
32	43.501	100.7	24.065	103.2	55.3
34	54.242	125.5	32.338	138.7	59.4
35(見込)	55.609	128.7	33.287	142.8	59.9

資料：26年度から30年度までは厚生省統計調査部調、32年度以降は社会局調  
(注) 35年度は当初予算額である。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 実施状況

##### 一 被保護人員と保護費

##### (一) 被保護世帯の類型

生活保護を受けている世帯主の従業上の地位別に被保護世帯数の推移を見ると、昭和三四年度では前年度に比べ、総世帯数で約二万二、〇〇〇世帯が増加しているが、そのうち、日雇世帯で約二、〇〇〇世帯の増、世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯で約六、〇〇〇世帯の増、同じく働いている者のまったくいない世帯で約一万七、〇〇〇世帯の増加などが大きい(第五五表参照)。

第55表 世帯類型別被保護世帯数の推移

第55表 世帯類型別被保護世帯数の推移 (単位：千世帯)

	総数	指数	世帯主が働いている世帯					その他の世帯	
			総数	常用	日雇	内職	その他	世帯員が働いている者のいる世帯	働いていない世帯
26年平均	691	104.4	379	62	134	61	122	-	313
27	709	107.0	397	64	145	62	126	-	312
28	681	129.9	367	61	134	60	112	-	314
29	664	100.2	344	56	126	60	102	-	320
30	662	100.0	328	52	123	59	94	-	335
31	632	95.4	293	44	112	53	84	-	339
32	584	88.2	254	36	92	45	81	-	331
33	581	87.7	251	34	81	46	90	90	240
34	603	91.0	250	33	83	43	91	96	257

厚生省社会局調

被保護人員のうち、一四才以上の総人員は、三四年七月一日現在の調査によれば約一〇七万人であるが、その約四一%を占める就業者では、日雇就業者が三三%、農林、非農林の自営業者が二八%、常用就業者が二一%、内職が一八%を占めており、不就業者では、約半数が傷病者であることを示している(第五六表参照)。そして三四年度の調査結果によれば、前年度に比して自営業者と常用就業者で保護を受ける人々が約一万人増加していること、傷病者が約二万五、〇〇〇人増加していることは注目に値するといつてよいであろう。

第56表 14才以上の者の就業者,不就業者別および業態別推移

第56表 14才以上の者の就業者、不就業者別および業態別推移

	33年7月			34年7月		
	実数	百分率	百分率	実数	百分率	百分率
世帯数	551,313	%	%	573,708	%	%
全世帯人員	1,729,647			1,775,350		
14才以上総人員	1,040,939	100.0		1,072,628	100.0	
14才以上就業者総数	443,508	42.6	100.0	442,309	41.2	100.0
自営業総数	118,472	(11.4)	26.7	123,067	(11.5)	27.8
農業	52,743			54,741		
農業以外	65,729			68,326		
常用日雇総数	87,304	(8.4)	19.7	93,665	(8.7)	21.2
日雇総数	148,779	(14.3)	33.5	145,236	(13.5)	32.8
失対	32,269			33,660		
その他	116,510			111,576		
内職	88,953	(8.5)	20.1	80,341	(7.5)	18.2
14才以上不就業者総数	597,431	57.4	100.0	630,319	58.8	100.0
傷病者総数	275,442	(26.5)	46.1	300,863	(28.0)	47.7
結核	133,278			137,493		
その他	142,164			163,370		
失業中	7,305	(0.7)	1.2	8,896	(0.8)	1.4
その他	314,684	(30.2)	52.7	320,560	(29.9)	50.9

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査の基礎調査」による。

さらに、労働力類型別に「働いている者がいる世帯」と「働いている者がいない世帯」とに分け、現金と現物による収入額が金額階級別にどのように分布しているかを見れば、働いている者のいる世帯では、二、〇〇〇円から六、〇〇〇円前後の収入の世帯が約半数を占め、働いている者のいない世帯では、収入皆無の者が約半数、一円から二、〇〇〇円前後のものが約三分の一を占めていることがわかる(第五七表参照)。全体の約五〇%を占める二、〇〇〇円未満の世帯はともかくとして、二、〇〇〇円以上の世帯で、少なくとも世帯主か世帯員が働いている世帯は、疾病などによる特別の出費はあつても、社会保険の充実や本格的最低賃金制の実施などにより、その相当数は保護を受けないですむようになりはしないであろうか。また、働いている者のいる世帯を業態別に見ると、第五八表のように、常用、日雇、農林自営業などでも、やはり二、〇〇〇円から六、〇〇〇円の収入階級が、約半数を占めているので、生活保護世帯における勤労世帯の収入水準は、おおむね、月二、〇〇〇円から六、〇〇〇円程度と見てよいであろう。常用では、少くとも保護を受けないですむように各種の対策の充実が要望されるとともに、日雇などについても、これらの人々が自立できるような職場と所得が保障される必要がある。

第57表 労働力類型別および収入充当額階級別世帯数

第57表 労働力類型別および収入充当額階級別世帯数  
(33年7月)

	実 数					構 成 比				
	総数	働いている者の世帯			働いていない者のいる世帯	総数	働いている者のいる世帯			働いていない者のいる世帯
		総数	世帯主が働いている世帯	世帯主が働いていない世帯			総数	世帯主が働いている世帯	世帯主が働いていない世帯	
総 数	54,905	32,456	24,481	7,975	22,449	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 円	11,735	-	-	-	11,735	21.4	-	-	-	52.3
1~1,999円	14,559	6,690	5,395	1,295	7,869	26.5	20.6	22.0	16.2	35.1
2,000~3,999	9,830	7,806	5,595	2,211	2,024	17.9	24.0	22.9	27.7	9.0
4,000~5,999	7,903	7,352	5,401	1,951	551	14.4	22.7	22.1	24.5	2.4
6,000~7,999	5,105	4,930	3,769	1,161	175	9.3	15.2	15.4	14.6	0.8
8,000~9,999	2,992	2,937	2,249	688	55	5.4	9.0	9.2	8.6	0.2
10,000~11,999	1,467	1,449	1,092	357	18	2.7	4.5	4.5	4.5	0.1
12,000円以上	1,314	1,292	980	312	22	2.4	4.0	3.9	3.9	0.1

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査の個別調査」による。

(注) 全国各級地の10分の1抽出調査

第58表 「働いている者のいる世帯」の業態別収入充当額階級別世帯の分布

第58表 「働いている者のいる世帯」の業態別収入充当額階級別世帯の分布  
(33年7月) (単位：%)

収入充当額	総数	常用	日雇(失対)	月失以(失対)	内職	農林	自営業	その他
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2,000円未満	20.6	4.8	3.6	14.4	43.1	13.5	30.3	
2,000 ~ 3,999円	24.0	23.9	14.3	28.1	28.2	20.7	21.1	
4,000 ~ 5,999	22.7	23.3	35.8	24.5	15.2	23.1	18.2	
6,000 ~ 7,999	15.2	17.9	27.2	16.1	7.4	17.9	12.8	
8,000 ~ 9,999	9.0	13.0	12.4	9.7	3.5	11.0	8.1	
10,000 ~ 11,999	4.5	7.1	3.8	4.3	1.5	6.5	4.8	
12,000円以上	4.0	7.0	2.9	2.9	1.1	7.3	4.7	

資料：厚生社会局「被保護者全国一斉調査の個別調査」による。

(注) 1. 全国各級地内の10分の1抽出調査  
2. 「失対」とは失業対策事業をさす。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 実施状況

##### 一 被保護人員と保護費

##### (二) 保護率と開始・廃止の状況

これら被保護世帯が地域別にどうなっているかを、人口一、〇〇〇人に対する保護率でみよう(付表一四参照)。昭和三五年五月における全国平均保護率は一七・七〇/〇〇であるが、福岡県の三二・四〇/〇〇を最高に、鹿児島、高知、青森県と非常に高く、一方静岡県は九・八〇/〇〇最低に相当の開きを示している。

三五年五月における生活扶助人員の対前年同月比でも福岡県の三〇%増を最高に、佐賀、長崎県の北九州地区、高知県、東北四県の増加が目だつ反面、福井、石川県など産業開発が急速にとり進められている地区や東京都、大阪府など大都市工業地域においては減少を示していることが注目される。昨年度厚生白書において述べたように、福岡地区における被保護世帯の増加は、炭鉱整理と関連産業の不振に原因するものであることはいうまでもない。

次に、保護の開始または廃止世帯の動向を示したものが第五九表である。三一年度から年次別に見ると、名年度の九月一か月間において、開始率(被保護世帯に対する開始世帯の割合)は、三一年が二・一%、三二年が二・一%、三三年が四%、三四年が三・七%と名年度とも三%から四%を示しており、廃止も約三%の率を示している。一般には、被保護階層は同定的に定着しているものと考えられているようであるが、このような実態から見れば、計算上は一年間で三分の一程度の相当大きな回転率をもつていると見られる。

第59表 被保護世帯数と開始および廃止世帯数

	開始世帯 (A)			廃止世帯 (B)			被保護世帯数 C	
	実数	指数	割合(A/C)	実数	指数	割合(B/C)	実数	指数
31年10月	17,501	100.0	2.1	21,220	100.0	3.7	572,851	100.0
32 9	17,149	98.0	2.1	17,980	84.7	3.3	544,962	95.1
33 9	21,912	125.2	4.0	17,236	81.2	3.1	551,313	96.2
34 7	20,966	119.8	3.7	17,610	83.0	3.1	573,708	100.1

資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

(注) 被保護世帯数は「被保護者全国一斉調査の基礎調査」による。

この間の事情については、資料は若干古いですが、第六〇表に示すように、二年以上継続して保護を受けている世帯は全体の約四分の一であり、三三年度においては、三か月未満が約二〇%、三か月以上六月未満が一六%、六か月以上一二月未満が一八%で、約半数以上は一か年未満の保護を受けて保護を廃止された世帯であること、また、第九図のように、保護を開始された世帯においては、まったくはじめて保護を受ける世帯が全体の約六八%、以前なんらかの保護を受けたことのある世帯が約三〇%となつていことから容易に類推されよう。

なお、保護の開始または廃止世帯を原因別に見ると、開始では傷病を理由とするものが全体の約五四%を占め、廃止世帯では傷病の治療を理由とするものが、約三〇%内外を占めていることがわかる(第一〇図と第一一図参照)

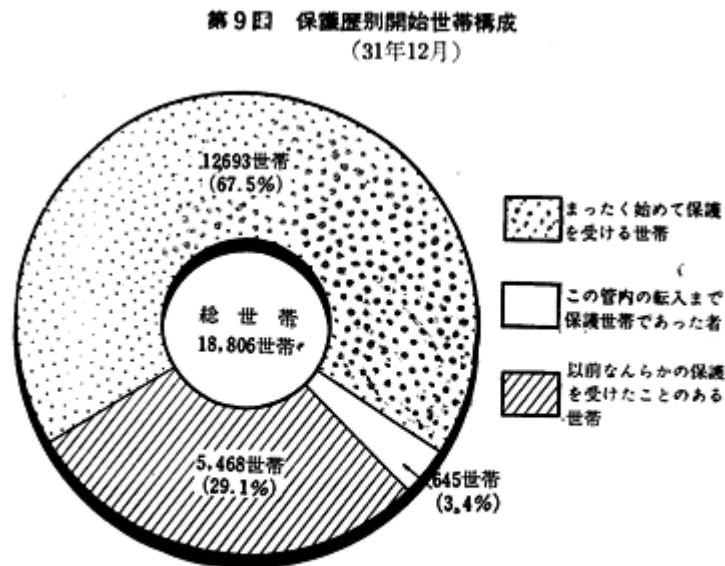
第60表 保護受給期間別廃止世帯数

第60表 保護受給期間別廃止世帯数

		総数	3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上1.5年未満	1.5年以上2年未満	2年以上2.5年未満	2.5年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上
実数	31年9月	21,160	3,669	2,868	3,039	2,435	1,638	1,230	921	1,734	1,270	2,356
	33 12	17,490	3,580	2,830	3,166	1,690	1,128	680	604	1,042	704	2,066
構成比	31 9	100.0	17.2	13.6	14.4	11.5	7.7	5.8	4.4	8.2	6.0	11.1
	33 12	100.0	20.5	16.2	18.1	9.7	6.4	3.9	3.5	6.0	4.0	11.7

資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

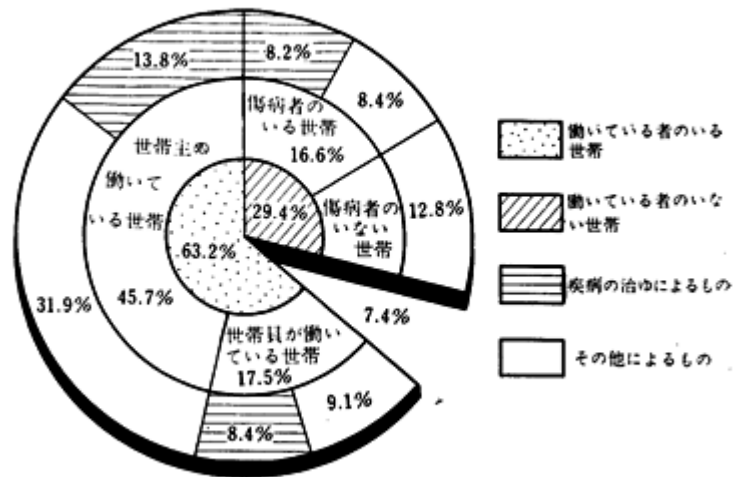
第9図 保護歴別開始世帯構成



資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

第10図 保護開始原因別開始世帯構成

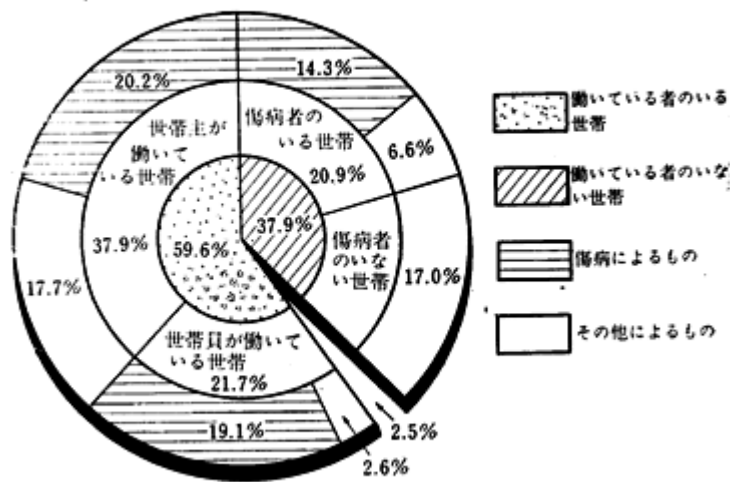
第10図 保護開始原因別開始世帯構成  
(34年9月)



資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

第11図 保護廃止および原因別廃止世帯構成

第11図 保護廃止および原因別廃止世帯構成  
(34年9月)



資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

## 第二部 各論

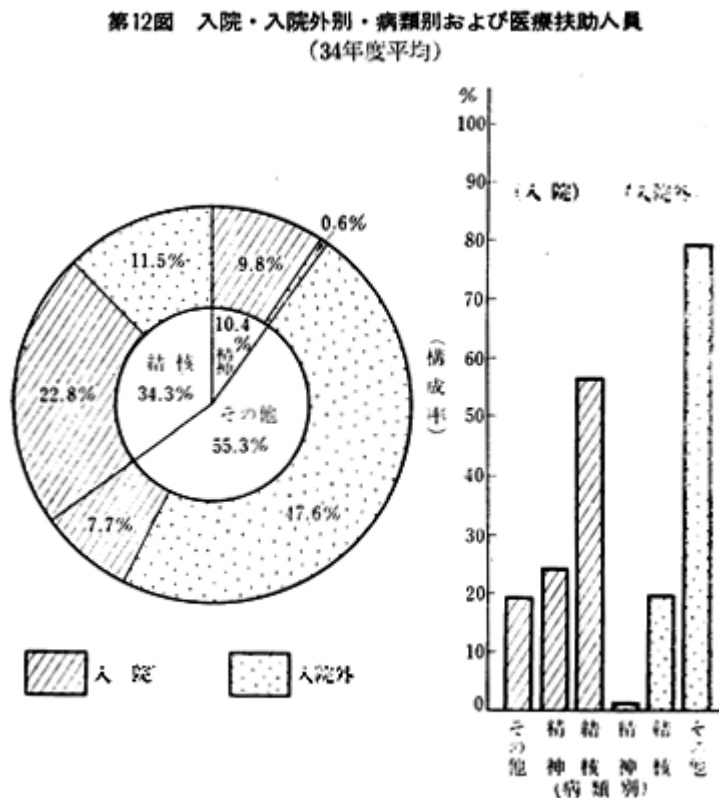
### 第一章 公的扶助

#### 第三節 実施状況

##### 二 医療扶助

人員にすると被保護人員の二五%前後にすぎない医療扶助が、金額では保護費総額の半分以上を占めているという事実は、さきに述べたように、各月における保護開始原因の五〇%以上が傷病を理由とするものであること、次に述べるように、長期入院患者が圧倒的に多数を占めていることなどによるものである。第一二図は、医療扶助受給者を入院、入院外別、病類(結核・精神・その他疾患)別に見たものであるが、総数の約四〇%は入院で占められており、これはたとえば被用者健康保険におけるそれと比較してみても著しく高いことがわかる。(第一三図参照)。

第12図 入院・入院外別・病類別および医療扶助人員



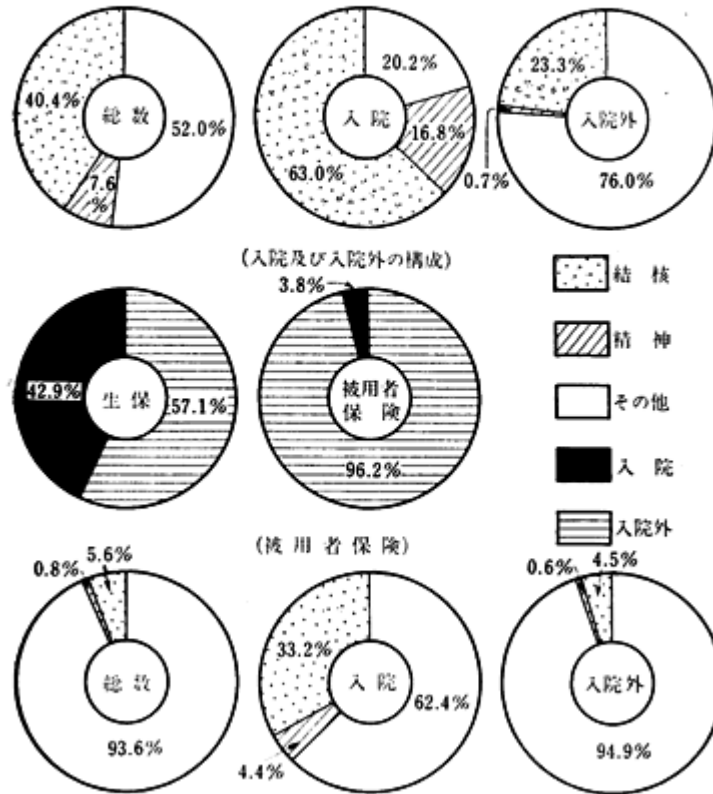
資料：厚生省統計調査部「社会福祉統計年報」による。

第13図 生保と被用者保険の医科診療件数百分率



第13図 生保と被用者保険の医科診療件数百分率  
(32年度)

(生活保護法)



資料：厚生省統計調査部「社会医療調査」による。

次に、医療扶助では全体の約半分を占め、被用者保険では約九四%を占めている「その他」の疾患の内容を見ると、両者でいかなる特異を示しているであろうか。この場合、前述したように、結核、精神病において典型的に現われた特徴は見だし難い(第六表参照)。これによれば、入院の場合は、消化器系の疾患(胃および十二指腸の疾患、虫垂炎など)が一番多いが、被用者保険に比べると少なく、逆に神経系と感覚器の疾患(目の疾患など)、新生物(がんなどの悪性新生物)、伝染病および寄生虫病(性病など)、循環器系の疾患(高血圧性疾患など)が医療扶助には多い。また入院外の場合にも、その特異性としては、急性鼻咽頭炎(かぜ)が非常に少なく、高血圧やぜん息、トラコーマなどが著しく多い。

第61表 生保と被用者保険の医科診療「その他の疾患」の件数百分率

第61表 生保と被用者保険の医科診療「その他の疾患」の件数百分率

(32年度) (単位：%)

病 類	生 活 保 護 法	被用者保険 (被保険者)	
入 院	「その他の疾患」総数	100.0	100.0
	消化器系の疾患	19.7	42.4
	神経系および感覚器の疾患	10.9	6.8
	新 生 物	10.8	4.2
	伝染病および寄生虫病	10.8	1.8
	循環器系の疾患	10.0	5.2
	そ の 他	37.8	39.6
	性 病 (再掲)	9.5	1.1
	悪 性 新 生 物 (・)	7.4	2.2
	胃および十二指腸疾患 (・)	5.7	9.2
	虫 垂 炎 (・)	4.7	19.5
	関節炎およびリウマチ (・)	4.6	2.0
	視 器 の 疾 患 (・)	3.7	3.4
高 血 圧 性 疾 患 (・)	2.2	1.6	
入 院 外	「その他の疾患」総数	100.0	100.0
	呼吸器系の疾患	21.2	32.9
	神経系および感覚器の疾患	16.6	14.7
	消化器系の疾患	16.5	19.0
	循環器系の疾患	11.7	4.5
	そ の 他	34.0	28.9
	胃および十二指腸の疾患 (再掲)	7.7	10.0
	気 管 支 炎 (・)	7.2	5.3
	高 血 圧 性 疾 患 (・)	6.1	2.8
	神経痛および神経炎 (・)	5.4	4.9
	視 器 の 疾 患 (・)	4.3	7.2
	聴 器 の 疾 患 (・)	4.0	1.9
	急 性 鼻 咽 頭 炎 (・)	4.0	14.4
喘 息 (・)	4.0	0.8	
関節炎およびリウマチ (・)	4.0	2.4	
ト ラ コ ー マ (・)	3.7	0.9	

資料：厚生省統計調査部「社会医療調査」による。

これらの医療扶助患者は大別して、医療扶助と他の扶助たとえば生活扶助などをあわせ給付されているいわゆる医療併給世帯と、医療扶助だけの給付を受けているいわゆる医療単給世帯(ただし、統計上は、医療扶助と合わせて入院に伴う諸雑費「日用品費」の支給を受けている世帯をも含む。)とに分かれるが、現在、両者の割合は、おおむね六対四となっている。医療扶助単給世帯は、一般生活費は自己の収入でまかなうことができるが、所要医療費の全部かまたは一部をまかなうことができない世帯であるから、第六二表に示すように、医療費の「本人支払額〇円」と「本人支払額のあるもの」に該当する世帯であつて、その数は医療扶助受給世帯総数の約三分の一にあたり、単給世帯では約七〇%以上を占めている。

第62表 医療扶助受給世帯数

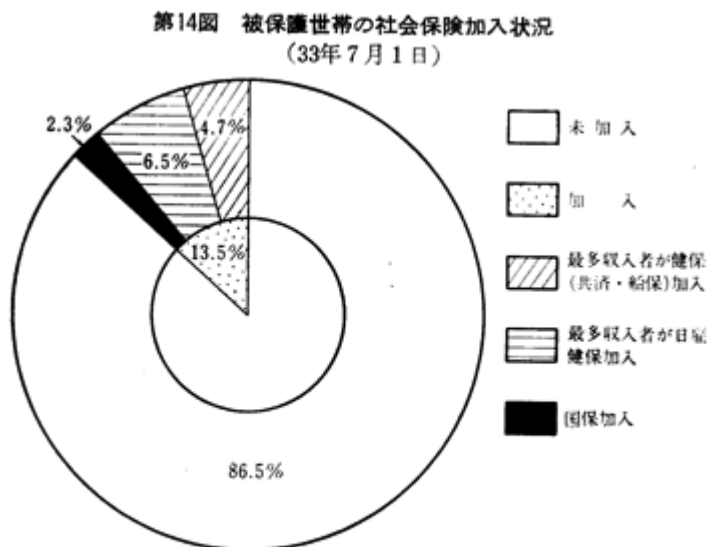
第62表 医療扶助受給世帯数  
(34年7月1日)

	実数	構成率	
		世帯%	%
総数	303,955	100.0	
医療併給	176,268	58.0	
医療単給	127,687	42.0	100.0
扶助額のあるもの	36,158	11.9	28.3
本人支払額0円	21,061	6.9	16.5
本人支払額のあるもの	70,468	23.1	55.2
1,000円未満	35,047	11.5	27.4
2,000 "	15,904	5.2	12.5
4,000 "	13,810	4.5	10.8
4,000円以上	5,707	1.9	4.5

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査の基礎調査」による。

なお、第一四図は、被保護世帯の社会保険加入状況を示したものであるが、昭和三三年当時では約一四%程度で、その後この割合は、国民皆保険計画の推進によつて増加しているものと思われる。この場合でも、たとえ社会保険に加入しその給付を受けたとしても、被用者保険の被扶養者や国民健康保険の被保険者の場合には、治療費の全額が支給されるわけではないから、医療扶助を必要とするものが低所得者層に多く生じてくるし、さらに、全額の医療給付を受ける場合でも、給付期間には制限がある(たとえば三年)ため、その期間の満了によつて治療費の負担が行なわれなくなり、医療扶助へと転落するに至るものも生じてくる。第六三表は、このような社会保険と併給のものや、社会保険の給付期間が満了して医療扶助を受けるに至つたものが相当数あることを示しているものである。

第14図 被保護世帯の社会保険加入状況



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査の個別調査」による。

以上のような医療扶助の現状を見るとき、国民皆保険計画が達成された後においても、さらに社会保険の内容の一層の充実をはかるとともに、他方において、結核対策、精神衛生対策などの公衆衛生活動をより強力に展開させることの必要が痛感されるのである。

第63表 医療扶助受給者の社会保険給付状況百分率

第63表 医療扶助受給者の社会保険給付  
状況百分率

(33年7月1日)

(単位：%)

	総数	単給	併給	入院	入院外
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
社会保険給付満了	4.9	6.9	3.6	7.2	2.8
健 保(本人)	2.9	4.1	2.1	4.5	1.5
健 保(扶養)	1.1	1.6	0.9	1.5	0.8
国 保	0.9	1.2	0.6	1.2	0.5
社会保険給付あり	12.7	23.6	5.4	17.5	8.2
健 保(扶養)	4.3	4.1	4.4	3.8	4.8
国 保	8.4	19.5	1.9	13.7	3.4
保 険 給 付 な し	82.4	69.5	91.0	75.3	89.0

資料：厚生省社会局「医療扶助受給者状況調査」による。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第四節 保護施設

生活保護法による要保護者の保護の方法としては、本人の住居に住ませたま行なう方法(居宅保護)と、特別に必要あるものを施設に收容し、または施設を利用して行なう方法(施設保護)との二種類がある。このうち、後者の方法のための施設を保護施設というが、昭和三五年三月現在において、施設保護を受けている被保護者は、七万三、七〇二人で、全被保護者の約四%に及んでいる。保護施設には、(1)要保護高齢者を收容して保護する養老施設、(2)重度の精神障害者などで、自分で日常生活の用を足せない要保護者を收容する救護施設、(3)要保護者のなかで施設に收容し、適当な生活指導などを行なうことによつて自立更生の可能性のあるものを收容する更生施設、また、(4)要保護者に簡易な作業を行なわせ収入を得させる授産施設その他、(5)宿所提供施設、(6)医療保護施設の六種がある。

これらの保護施設は、年とともに整備拡充がはかられてきているが、なお、今日において、次のような問題が残されており、そのすみやかな解決が望まれている。

(1) 保護施設が養老、救護施設を中心として逐次整備拡充されてきていることは、第六四表に示すとおりであるが、なお、全国には数万人に及ぶ要收容者が存在し、そのうちでも、特に、養老施設については、高齢人口が急増しつつあること、家族による私的扶養の方式がしだいにくずれつつあることなどから、最近特にその需要がたかまり、三五年七月の「養老施設收容者調査」によれば、早急に施設收容を要するものが約三万九、〇〇〇人にのぼり、さらに今後の激増が見込まれている。また、救護施設についても、要收容者に比べ施設がきわめて少なく、未收容率は約六五%を示しているなど、養老と救護施設の收容力の増加が強く望まれている。

(2) これら施設の増設と併行して検討しなければならないことは、現在の保護施設の設置状況が、全国的に見た場合著しく均こうを失っていることである。いま、保護施設の大部分(五〇%)を占める養老施設について例をとれば、その地区別の状況は、第六五表に示すとおりで、施設收容者の高齢被保護者総数に対する割合は全国平均で一七%であるが、地区別には相当の相違があり、近畿地区が平均二四%を示し、東北地区が一%で最低となつている。さらに、第六五表の右欄で明らかのように、一応人口五万以下の郡を除いて、現に施設がある市郡数の状況を見ると、中国、四国と九州地区ではほとんど市、郡に一か所程度設置されているが、東北地区は、設置率はきわめて低い現状である。また、これら收容率の状況を都道府県別に見た場合、地区別の場合よりもさらに大きな格差が生じており、最高は大阪府の三七%に対し、最低は岩手県の六%と驚くべき格差を示している(平均收容率を下回っている府県は、二四県で全体の約五〇%になつている)。この傾向は、主として各都道府県、市町村の財政事情の問題などに起因しているものと思われるが、今後施設の整備拡充にあつては、施設保護の適切な実施をはかるため、このような不均衡の是正について、根本的な再検討を加えることが必要であろう。

第64表 年次別、種類別保護施設数および取扱人員一覧表

第64表 年次別、種類別保護施設数および取扱人員一覧表

	29年3月31日	32年3月31日	34年4月30日	35年3月31日	
施設総数	1,217	1,236	1,231	1,259	
養老施設	施設数	424	507	578	607
	定員	25,311	30,575	36,784	37,554
	現在員 (被保護者)	23,021 (22,853)	29,761 (29,426)	36,055 (35,584)	37,700 (37,222)
救護施設	施設数	34	49	69	79
	定員	1,501	2,917	4,417	4,790
	現在員 (被保護者)	1,205 (1,159)	2,897 (2,812)	4,220 (4,093)	4,973 (4,818)
更生施設	施設数	100	82	71	57
	定員	12,612	10,309	8,962	6,151
	現在員 (被保護者)	11,520 (9,183)	11,553 (9,847)	10,322 (9,276)	4,873 (4,372)
医療保護施設	施設数	122	116	104	107
	定員	12,002	14,163	15,187	16,132
	現在員 (被保護者)	11,768 (6,851)	13,019 (6,430)	13,351 (6,999)	14,459 (6,936)
授産施設	施設数	384	327	293	286
	定員	16,242	13,646	11,573	11,376
	現在員 (被保護者)	11,748 (9,228)	10,970 (8,529)	9,373 (6,567)	8,374 (5,787)
宿所提供施設	施設数	153	155	116	123
	定員	17,633	19,366	16,866	18,816
	現在員 (被保護者)	15,920 (11,858)	17,616 (12,198)	15,344 (10,874)	19,215 (14,567)

厚生省社会局調

(注) 34年のみ調査日を4月30日とした。

第65表 養老施設の地区別収容および設置状況

第65表 養老施設の地区別収容および設置状況  
(35年7月1日現在)

	高齢被保護者に対する収容者の割合			市郡数に対する施設設置市郡の割合					
	(A) 高齢被保護者	(B) 収容員	B/A	市			郡		
				(A) 市の数	(B) 設置のある市の数	B/A	(B) 郡の数	(B) 設置のある郡の数	B/A
北海道地区	11,555	1,909	16.5	27	12	44.4	14	4	28.5
東北地区	19,429	2,115	10.8	62	23	37.0	52	8	15.3
関東地区	45,644	7,524	16.4	102	39	38.2	55	17	30.9
北陸信越地区	17,273	3,700	21.4	66	33	50.0	37	21	56.7
東海地区	15,222	3,183	20.9	64	43	67.1	28	19	67.8
近畿地区	22,036	5,349	24.2	71	43	60.5	27	22	81.4
中国地区	22,402	3,974	17.7	48	37	77.0	26	25	96.1
四国地区	17,265	2,438	14.1	29	22	75.8	23	20	86.9
九州地区	44,356	6,283	14.1	80	59	73.7	58	43	74.1
五大市	18,948	2,627	13.8	-	-	-	-	-	-
総計	234,130	39,102	16.7	549	311	56.6	320	179	55.3

厚生省社会局調

一方これら既設の保護施設のなかには、すでに建築後五〇年以上を経過した老朽施設が医療保護施設を除く全施設数の約六%(木造の耐用年数をこえたもの一五%)を占めているが、これら老朽施設について

は、人命保護や利用者の保健衛生などの立場から、早急に改移築などの改善措置を講ずる必要があり、施設整備上の重要な問題点といえよう。

(3) 保護施設の整備拡充と相まって当然考えなければならぬことは、現在約一万人(医療保護施設を除く。)にのぼる施設職員に対する給与、共済制度などを含めた処遇制度の確立である。保護施設の運営に要する費用については、職員の人件費、庁費などを内容とする「保護施設事務費」が、施設の種別、定員規模別、地域区分別により被保護者一人当たり一定額として定められているが、特に問題となっているのは、施設事務費に含まれている職員の給与費である。施設保護の社会的要請の高まりと、処遇技術の専門家が強調される今日において、それに携わる職員の適正な処遇を確保するため、給与面の裏づけを中心とした施設事務費の合理的な検討を行なうべき段階にきているものといえることができる。なお、現在における定員規模別の状況は、宿所提供施設を除き、各施設とも五〇人未満の施設が過半数を占め、これを養老施設についてみれば五〇人未満の施設が六三%、五一人から七五人の施設が一五%、七六人から一〇〇人未満の施設が一二%と、一〇〇人以下の施設が総施設数の九〇%を占めており、施設の規模がきわめて小さいことを表わしている。なお、この点については、第六六表のとおり、市町村立の施設が養老施設総数の六六%を占めて最も多く、しかも、設置主体別一施設当たりの規模は、都道府県立一三八人、市町村立五一人、社会福祉法人立八〇人と、市町村立の施設が最も小さくなっていることが注目される。今後における保護施設運営の合理化、経営の合理化をはかるためには、施設事務費の問題とも合わせ施設の適正な定員規模を検討する必要がある。

第66表 養老施設の設置主体別定員規模別の状況

第66表 養老施設の設置主体別定員規模別の状況

	設置主体別				構 成 比			
	県	市町村	法人	計	県	市町村	法人	計
	か所	か所	か所	か所	%	%	%	%
50人 未満	4	311	68	383	8.5	77.2	43.3	63.1
51~ 75人	7	53	31	91	14.9	13.2	19.8	15.0
76~100	15	32	25	72	31.9	7.9	15.9	11.9
101~150	12	5	21	38	25.5	1.2	13.4	6.2
151~200	4	2	6	12	8.5	0.5	3.8	2.0
201~300	3	0	5	8	6.4	-	3.2	1.3
301人 以上	2	0	1	3	4.3	-	0.6	0.5
計	47	403	157	607	100	100	100	100
構 成 比	7.8	66.4	25.8	100				

厚生省社会局調

(4) 生活保護法による授産施設は、三〇年を頂点として、しだいにその数と利用人員が減少しつつあるが、この傾向は最近における経済の著しい好況などに起因しているとはいえ、いぜんとして社会福祉事業法による授産施設とならんで、被保護者だけでなく、就業能力の限られた低所得者層に対する防貧対策のうえにおいて、相当重要な意義を有するものであり、防貧対策の一環としてじゅうぶんな機能が發揮できるよう、設備の改善、事業に伴う必要経費の検討など事業運営の合理化が強く要請されている。また、現在の授産施設が場内就労をたてまえてしているため、就労の意欲をもちながら、毎日一定の場所に通うことができない高齢者あるいは乳幼児をかかえた未亡人などにも、より多く就労の機会を与えることができるよう、積極的な方策について今後の検討が望まれている(第六七表参照)。

第67表 授産施設の現況

第67表 授産施設の現況  
(昭和35年3月現在)

	施設数	利用人員	被保護者 (再掲)
	か所	人	人
生活保護法による授産施設	286	8,374	5,786
都道府県立	11	308	162
市町村立	235	6,855	4,762
法人立	40	1,211	862
社会福祉事業法による授産施設	167	5,868	764

厚生省社会局調

最後に、これらの保護施設の創設、拡張、修理、改造などの整備に要する費用については、第六八表の負担(補助)率により国庫負担(補助)が行なわれているが、その予算額は、二億六、三〇〇万円で、前年度に比べ四、三〇〇万円の増額となつている。保護施設の運営に必要な人件費、庁費になどの事務費については、さきにも若干ふれたが、これらの事務費の基準額は、毎年度国において定められ、その基準額の範囲内で都道府県知事(五大市の長を含む。)が個々の施設ごとに支弁額を定めて支出するもので、その額の八割を国庫が負担している。三四年度における事務費国庫負担予算額は、前年度より、一億四、五〇〇万円を増額して一二億五、八〇〇万円が計上されている、なお、養老施設を例にとり事務費基準額の推移を見れば、第六九表に示すとおりである。

第68表 保護施設整備費補助金負担(補助)率

第68表 保護施設整備費補助金負担(補助)率

	設置者	都道府県 (五大市)	国
県立	創設	-	$\frac{1}{2}$
	拡張など	-	$\frac{1}{2}$
市町村立	創設	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$
	拡張など	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$
法人立	創設	-	-
	拡張など	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$

厚生省社会局調

第69表 施設事務費基準額の推移(養老施設50人定員:1級地の場合)



第69表 施設事務費基準額の推移  
(養老施設50人定員：1級地の場合)

改訂年月日	基準額
年月日	被保護者 円 銭
21 9 18 (第1回)	1人当たり1日 1.35
22 8 8	6.00
23 8 1	23.30
25 10 1	42.00
27 4 1	50.00
28 4 1	64.00
29 9 1	73.00
32 4 1	83.00
33 4 1	月 (2,555円) 84.00
34 4 1	月 (2,645円) 86.00
35 4 1	月 (2,680円) 88.00

厚生省社会局調

- (注) 1. 27年4月1日から定員規模別区分を設けた。  
2. 29年9月1日から級地別区分を設けた。  
3. 33年4月1日から月額の基準額に改めた。